

ブランダムにおける観察報告

——知覚経験に訴えることなくその正しさを説明できるのか——

白川晋太郎

序

現代アメリカの哲学者ロバート・ブランダムは、言語の命題的・概念的内容は、その言語表現が推論においてどのように使用されるかによって定められるという「推論主義 (inferentialism)」の立場をとる。これは 20 世紀以降の主流な言語哲学が採用する「表象主義 (representationalism)」とは反対方向の説明の仕方をする。表象主義は、表象・指示・真といった概念を基礎とし、名や述語といった文の構成要素から説明を始め（たとえば名は対象を指示し、述語は対象の集合を指示するなど）、それをもとに文に意味論的性質を与え、最後にそうした文を含む推論の適切性を説明するといったボトムアップ的で原子論的な説明の仕方をする。それに対して、推論主義は、適切な推論というものを出発点とし、推論における役割によって文の命題的・概念的内容を定め、その内容に対していかに寄与するかという観点から名や述語など文の構成要素に意味を与え、最終的に指示や真という表象的概念を特徴づけるトップダウン的で全体論的な説明の仕方をする(AR12-16)⁽¹⁾。

ブランダムプロジェクトはもちろん数学や論理学など非経験的な言語実践だけでなく、経験的内容を含む日常的な言語実践をも包括するものであるから、いかにして経験的内容が言語実践の中に導入されるのかについての説明はそのプロジェクトの中核の一部をなす(MIExxii)。このとき重要な役割を果たすのが観察報告である。観察報告を通して経験的内容が言語実践に導入され、それが前提となって様々な推論がなされていくのならば、観察報告には何らかの意味での正しさが確保されなければならないように思える。このように考えたとき、推論主義には一見して困難があることがわかる。なぜなら、観察報告が実際に事実を指示しているとき真であるというように、観察報告と事実との対応関係でその正しさを説明するのが簡単な方法だと思われるが、言語と世界の対応関係を基礎に据えず、指示や真といった表象的概念は派生的に導かれるにすぎない推論主義では、単純にこのような説明をすることはできないからである。さらに後にみるように、ブランダムは知覚経験をい用いないで観察報告を説明しようとするのであるから、この困難はさらに深まるように思われる。

本稿では、ブランダムがこうした困難にどのように対処しているのかという点について、

マクダウェルによってなされた批判も視野に入れながら検討することによって、推論主義をとり、かつ、知覚経験という概念に訴えない、という二つの条件のもとで、いかにして観察報告の正しさが説明されるのかを明らかにしたい。結論を先取りすれば、観察報告の正しさは、他者の査定によって確保されるが（これがブランダムの公式見解である）、そのような査定が可能であるためにも、一定の観察報告に関しては、デフォルトで正しさが認められなければならないというものである。

以下の構成は次の通りである。まずブランダムの基本的な言語実践モデルと、そこで知識主張がどのように捉えられるかを確認する（1 節）。次いで、観察報告の二層構造による説明をみる（2 節）。そして、これに対するマクダウェルの批判とブランダムの反論の応酬を眺めることで、ブランダムの理論の問題点を明らかにする（3 節）。それを踏まえ、ブランダムの理論が成立する条件を明らかにし（4 節）。最後に、ブランダムにとって観察報告の正しさとは何なのかを述べる（結語）。

1. 規範的プラグマティクスと知識主張

ブランダムの基本的立場は、言語の意味をその使用によって説明しようというものである。特に「主張」が「理由を与え求めるゲーム (the game of the giving and asking for reasons)」においてどのような役割を果たすかについて、「義務論的得点記録モデル」で理解しようとする(MIE141)。このモデルにおいては、「コミットメント (commitment)」と「資格 (entitlement)」という二つの義務論的地位、そして「引き受け (undertaking)」(=「是認 (endorsing)」、「認めること (acknowledging)」)と「帰属させること (attributing)」という二つの義務論的態度が基本的要素となる(MIE165-6)。ゲームには、プレイヤー (A) と得点記録者・査定者 (B) の少なくとも二人の主体が必要である。A が命題 p「シロは犬である」を主張すれば、A は p に対するコミットメントを引き受け、B は A に p に対するコミットメントを帰属させる。A によって引き受けられ、B によって A に帰属させられたコミットメントは、p からコミットメント保存的な推論関係にある命題に引き継がれる。コミットメント保存的な推論関係とは、演繹的推論や質料的推論²⁾における前提と結論の関係であり、A が「シロは犬である」の他に「犬は哺乳類である」についてもコミットメントを引き受けている場合、「シロは哺乳類である」にもコミットメントは引き継がれ（演繹的推論）、「京都は東京の西にある」に対するコミットメントは、「東京は京都の東にある」に引き継がれる（質料的推論）(MIE168)。

次に資格について。いま A に p に対するコミットメントを引き受ける（以下、単純に「コミットする」とも表現）資格が認められているとしよう。その資格はまず p とコミットメ

ント保存的な推論関係にある命題に引き継がれるので、Aに「京都は東京の西にある」にコミットする資格が認められているとき、「東京は京都の東にある」にコミットすることに関しても資格が与えられる。そして資格は、資格保存的な推論関係にある命題にも引き継がれる。資格保存的な推論関係とは、たとえば経験的な帰納的推論における前提と結論の関係であり、こうした推論の前提は、対立的な証拠がない場合、その結論にコミットする資格を与えるが、コミットすることを強制はしない。というのも結論と両立しないコミットメントに対する資格が与えられる可能性が残されているからである。Aに「これはちゃんと作られた乾いたマッチである」にコミットする資格が認められているとき、「こすれば火がつくだろう」にコミットする資格は認められるが、コミットすることを強制はしない。「低温では発火するための十分な摩擦が働かないだろう」という前提にコミットする資格が認められる可能性があるからである(MIE168-169)。

問題となるのは、資格の発生仕方だ。Aがpと主張することによって、pに対するコミットメントが発生するが、そのとき自動的に資格も発生するわけではない。いかにして資格が獲得されるのかを考えるために、「責任」という概念を導入しよう。Aがpと主張するとき、Aはpに対するコミットメントを引き受けるのと同時に責任も引き受ける。すなわち、pという主張に対して疑いや反論が提示された場合には、pに関して資格があることを示す責任を負うのだが、その責任の果たし方は三つある(MIE174)。一つめは、問題となる主張の理由を与えることにより正当化する方法である。「シロは犬である」という主張を正当化するためには、その命題の前提となる「シロは犬が持つべき特徴をすべて備えている」という理由を提示すればよい(MIE169)。二つめの方法は、他者の権威に訴えるというもので、たとえばシロと呼ばれる生物の飼い主から「シロは犬である」ということを聞いた、などと言うことができる(Ibid.)。三つめは、みずから信頼可能な非推論的報告者として権威があることを示すというものだが、この信頼可能性と資格の関係こそが本稿の主要問題に他ならないので、詳しくは後で述べる。

三つめの方法を除くと、ある命題に対する資格は、他の命題か他者から引き継ぐことによって生じていることがわかる。だが、この引継ぎはどこまで遡り、どこで止まるのだろうか。なぜ「シロは犬が持つべき特徴をすべて備えている」という命題や、シロの飼い主が主張する「シロは犬である」という命題には資格が認められるのだろうか。このように、資格の引継ぎには無限後退の懸念が生ずるわけだが、これに対してブランダムが訴えるのが、「デフォルトと挑戦の構造 (default and challenge structure)」である(MIE177)。この構造によれば、多くの主張は、それに対して誰かが正当な疑いを発するまで、そして発しない限りは、資格が認められているとみなされる。したがって、ある者にコミットメントが帰

属される多くの場合において、それに対する資格もデフォルトで帰属されるというわけである。ただしこの資格は永続的で揺るぎないものではない。ある主張に対する資格は挑戦されうるものであり、もし適切に挑戦された場合（すなわち挑戦者に挑戦することの資格が認められる場合）、主張を正当化できなければ、その主張の資格は剥奪される。言い換えれば、正当化を要求し、それに対して資格を示すという作業が終わる地点があらかじめ決まっているわけではないが、そういったやり取りが終わるような場所は用意されているということである。資格の引継ぎに関して無限後退が生じてしまえば、理由を与え求めるゲームは成立しえないが、われわれは現にゲームを営んでいるので、資格はデフォルトで認められていなければならないという考えがこの構造を動機づけている。

さて、そのプラグマティズムの立場から予想されることだが、ブランダムは知識を考えると、知識とは何かと問うのではなく、知っているとは主張することは何をする事なのか、他者が知識をもっているとみなすとは何をする事なのかと問う。彼によれば、A が命題 p を「知っている」と主張し、得点記録者（査定者）B が、A は p を知っているとはみなすとき、B は次のことを行う(MIE201-2)。

- (1) p に対するコミットメントを A に帰属させる
- (2) p にコミットする資格を A に帰属させる
- (3) p に対するコミットメントを B 自身が引き受ける

伝統的に知識とは「正当化された真なる信念」であると考えられてきたが、以上の（１）、（２）、（３）に対応するのは、それぞれ、「信念」、「正当化」、「真」という条件である。まず注目すべきは、真という概念が、査定者自身のコミットメントの引き受けで説明されている点である。ブランダムにとって、コミットメントや資格という義務論的地位や、引き受けるとか帰属させるといった義務論的態度は、説明の順序として、真や指示といった表象的な概念に先行していた。（３）で示されているのは、単にそのような概念的先行関係があるということだけではなく、主張者自身ではなく査定者もコミットメントを引き受けることにより真という概念が説明されるように、知識が本質的に社会的なものであることも示されている。知識とは、コミットメントと資格の二つのものと、引き受けたり帰属させたりする複数の主体を必要とする複合的で社会的なものということである。

次に正当化に対応する資格についてだが、ブランダムによれば、ある信念が正当化されていると言われるときには二つの意味がある(MIE204)。第一の意味においては、ある信念が（推論的であれ、他者の権威に訴えるのであれ）実際に正当化の作業がなされている場

合、その信念は正当化されているとみなされる。第二の意味においては、いわば「積極的で正当な地位 (positive justificatory status)」と呼べるようなものが、その信念に帰属されているとき正当化されているとみなされる。そしてこの「積極的で正当な地位」とは、資格ということで語られていたものに他ならない。正当化の無限後退を避けるためには、コミットメントは実際に正当化されていなくても、積極的で正当な地位を持ちうる可能性を認めなければならないが、これこそデフォルトと挑戦の構造で考えられていた事態である。しかしデフォルトで資格が認められると言っても、何にでも無分別に認められるわけではないだろう。何に対してデフォルトの資格が認められるのか。これが次の問いである。

2. 観察報告を二層構造で説明する

ブランダムにとって観察報告とは次の二つの条件を満たすものであり、その二つの条件で十分である(REP321)。

① それは、「信頼可能な弁別的反応の傾向性 (reliable differential responsive disposition)」から生じたものである

② それは、「理由を与え求めるゲーム」の中に位置づけられなければならない

一つめの条件について。正当化に第二の意味があることを理解しても、実際に正当化されていないにもかかわらず、資格が認められるのはなぜなのかと当然出てくる疑問に対して、ブランダムが持ち出すのが「信頼性」の概念である。認識論における信頼性主義は、真なる信念を生み出す可能性が高い信念形成プロセスは信頼可能と考えるが、ブランダムは信頼可能な弁別的反応の傾向性から引き出された反応には、デフォルトで資格が付与されるとみなす⁹⁾。ブランダムが信頼性主義に注目するのは、たとえ信念を持つ主体がそれに対する理由を提示できなくても、その信念が信頼可能なプロセスによって形成されているなら正当化されているとみなす外在主義的な要素が、彼の強調する知識の社会的側面と親近性があるからである。この信頼可能性の査定は様々な観点からなされる。眼の前のボールの色に関する報告については、ほとんどの人が信頼可能である一方で、霧箱の中のミュー粒子が存在しているという報告には、専門的な訓練が必要であるように、帰せられる信頼性は観察者によって異なり、内容によっても異なり、さらに、ボールをしっかりと見ている、霧箱の中を見ているなどの権能付与 (enabling) 条件と、報告者は色付きメガネをかけている、物理学者は酔っぱらっているなどの無効化 (defeating) 条件も絡んでくる(MIE226-7)。観察報告はこのように、「誰が」「何を」「どのような条件で」報告しているのかという観点から、査定者によって信頼可能かどうか、つまりデフォルトで資格が認められるかどうか判定される。さて、信頼性主義においては、真なる信念を形成する可能性が高いプロセ

スが信頼可能とされるように、信頼性の概念は真理の概念を前提にしていることがわかる。ブランダムによれば、コミットメントや引き受けという義務論的概念は、真理という概念に先行していたから、概念的先行関係は、コミットメントの引き受け→真理→信頼性の順になっている。これを踏まえたうえで査定者がある者を信頼可能とみなすとはどのようなことなのかを考えてみよう(AR119)。たとえば、ある人 A の観察報告が信頼できると査定者 B がみなすとき、B は、A の報告は真であるらしいとみなしているのだが、これまでの説明によれば、これは、その報告を B みずからも引き受ける傾向があるということに他ならない。B が A を信頼可能であるとみなすということは、「A に特定のコミットメントを帰属させることから、同内容のコミットメントを B 自身も引き受ける」という推論を是認することと同じである(Cf. AR120)。すなわち、ある者の信頼性の査定とは、その人にあるコミットメントを帰属させることから、それをみずから引き受けるというパターンの推論を是認するかどうかを判断するということである(KSASR907)。

次に第二の条件について。信頼可能な弁別的反応の傾向性から生じたものは、それだけで観察報告になるわけではない。もしそれで十分だとすれば、適切に訓練されたオウムが赤いものを前にして「赤い」と鳴く反応も観察報告とみなされることになるが、そういった反応は観察報告ではなく、オウムはみずからの反応の意味を理解していないという直観がブランダムにはある。オウムの反応とわれわれの観察報告を分かつために持ち出される条件こそ、「理由を与え求めるゲームの中に位置づけられなければならない」というものである。ブランダムにとって、信念——命題的内容をもつもの、概念的に分節化されているもの——とは、推論において前提や結論として働くことができるものであり(MIE157, AR108)、反応の意味を理解するとは、推論におけるその反応の役割を理解すること、推論においてそれが前提や結論としてどのように利用できるのかを理解することである(MIE220)。つまり、観察報告とは単なる反応でなく、(1 節で述べた意味での)「主張」でなければならない。

以上の二つの条件を満たし、適切な条件のもとに発せられた観察報告は、それ自体正当化されていない(第一の意味で正当化されていない)が、他のものを正当化する役割を果たし、その意味で経験的知識の基礎になると言われる(MIE222)。適切な観察報告は、推論やコミュニケーションによって引き継がれる資格を提供し、無限後退を止めるものとして機能する。しかしここで問題になるのが観察報告の正しさである。観察報告が経験的知識の基礎、経験的内容を含んだ推論の前提になるのなら、観察報告には何らかの意味での正しさが確保されなければならないはずだが、それはこれまで見てきた枠組みでどのように説明されるのだろうか。これが次節の問題意識である。

3. マクダウェルとの対立

以上の観察報告の説明には、知覚経験の概念が一度も登場していないことに注目できる。環境刺激から様々な判断までの過程は、(1) 環境刺激→(2) 信頼可能な弁別的反応の傾向性による反応 + (3) 主張として理由を与え求めるゲームの中に位置づける = (4) 観察報告→(5) 他の様々な経験的判断、となっており、この過程で経験は登場していない⁽⁴⁾ ((1)→(2)は因果関係、(4)→(5)は合理的関係(理由の関係)、(2)+(3)= (4)は観察報告の二層構造を表している)。この考えに真っ向から対立するのが、(すでに概念的な構造をもった)「経験」に訴えないでは、観察報告や知覚的判断の規範的側面を説明できないとするマクダウェルである(以下では「観察報告」と「知覚的判断」を同じ意味で用いる)。

マクダウェルによれば、信念や思考が世界に向けられているということ——信念や思考がこの世界のものであるということ——を理解するためには、それらを規範的文脈に置く必要がある。すなわち物事がしかじかであるという信念や判断は、物事が実際にしかじかであるかどうかに応じて、採用することが正しいか正しくないかであるような態度ないし姿勢でなければならない。判断や思考は、それが正しく実行されるかどうかに関して、世界(物事のあり方)に応じる責任があるという意味で、心と世界との関係は規範的なものである。ここで問題になっているのは、もちろん認識論的なものでもあるが、それ以上に、そもそも思考がこの世界についてのものなのか、思考は世界に触れているのかといった志向的なものである。こうした哲学的不安を祓うためには、「最小限の経験主義」を取り、信念や思考が世界の物事のあり方に応じる責任があることに関して、経験が媒介しなければならないと考える必要がある。経験は自発性と受容性との協同の産物であると考えれば、経験は世界に開かれていると同時に、すでに概念的構造を持った経験が思考の直接的な理由になるので、経験を通して世界は思考に合理的制約を与えることができる。このように、信念や思考が信念や思考として意味を持つためには、世界からの合理的制約が必要であり、合理的制約を確保するためには(概念的な)経験が必要なのである(McDowell, 1994)。

これに対しブランダムは、経験的内容をもつ思考は経験的事実そのものから合理的制約を受ける必要があることは認めつつも、そうした合理的制約は経験によってのみ与えられるという主張には反対する。経験に訴えないでも、ある主体の観察報告とその報告を引き出した事実とを比較することによってその観察報告の正しさを判定し、観察報告の資格については、それを引き出したプロセスの信頼性によって判定する査定者の存在によって合理的制約は確保されると考えるからである(PRC254)。報告者自身ではなく、査定者の視点

からすれば、観察報告と事実との関係は単なる因果的なものではなく、合理的なものと言えるのである(PRC252)。また信頼可能なプロセスで生じているものには資格が認められているのだったが、真なる結果を生み出す可能性が高いプロセスこそ信頼可能なものとされていたのだから、資格の査定という観点から言っても観察報告と事実との間には真偽が問題になるような合理的な関係にあると言えるのである(PRC251-2)。このように、観察報告に対する合理的批判は、査定者の視点からすれば可能なものであり、理由を与え求めるゲームの社会的側面を過小評価するマクダウェルは、他者からのこうした合理的制約の可能性を見落としているとブランドムは批判する。

合理的制約は他者の視点があって初めて成立するというブランドムの主張こそマクダウェルが決して受け入れない点である(McDowell, 1996, pp. 292-5)。マクダウェルからすれば、ブランドムの説明では、ある観察報告の正しさは報告者自身にはわからず、報告と事実とを比較できる他者のみが判定可能ということになる。合理的制約は報告者自身の視界のなかには入ってこず、査定者の視界にのみ入ってくることになる。だがこの考えには問題があると言う。第一に、報告者自身はみずからの観察報告の正しさを事実に照らして確かめることができないということなら、報告されていると想定されている事実は、報告者の視界には入っていないことになりそうだが、そうだとすれば観察報告とは単なる盲目的な反射とどう違うかが説明できない。第二に、査定者は観察報告と事実とを比較して正しさを判定できることになっているが、ここには、報告者とは違って査定者は実在に触れることができるという前提がみられる。しかし査定も観察によってなされるということを考えれば、このような前提は成り立たないはずである。査定者は、査定対象である報告者の観察報告と事実とを観察することによって、報告者の観察報告の正しさを判断するが、その判断が報告者の観察報告に対してのものだということはいかにして保証されるのか。ブランドムに従えば、その判断に対する世界からの合理的制約は、さらなる他者からしか得られないということになるが、これでは他者に訴えることに関する無限後退が生じ、結局、合理的制約は確保できなくなるのではないか。

マクダウェルの批判のポイントは、観察報告者であれ、査定者であれ、本人が直接みずからの経験から観察報告の合理的制約を得ることができなければ、合理的制約はそもそも確保することはできないのではないかというものである。他者の視点に訴えることで合理的制約を確保しようにも、合理的制約はどこまで行っても得られず、観察報告が世界からの合理的制約を全く受けることのないまま摩擦なき空転に陥っているのではないかという懸念が消えることはない。

4. 査定の正しさに関するデフォルトと挑戦の構造

マクダウェルの批判が示しているのは、査定の正しさに関しても無限後退の懸念があるということであるが、ブランダム自身こうした懸念に気づいているようではある。彼は、普遍的に特権的な視点というものを認めず、個々の場面において正しい視点があるだけだと考えているが、このような平等主義的な態度は、何が本当に正しいのかという問いを先延ばしにするだけで、結局のところ、査定の無限後退を認めるか、不可謬で権威的な視点を認めるしかないと思われるかもしれない、と述べているからである(MIE600)。しかしこの懸念に真正面から応えているかは正直なところ微妙である。あらかじめ何が正しいかが決まっていない状況では、複数の競合するもののうちどれが正しいかを決定することは面倒でこまごました仕事であるが、現実の実践では、どれが正しいのかということは実際に決まり、無限後退には陥っていないという事実を訴えるのみに留まっている(MIE601)。そこで、以下では、査定の無限後退を避けるためにはどうすればよいのか、実際に無限後退に陥っていないのはなぜなのか、ということを考えてみたい。

義務論的得点記録モデルで捉えられる言語実践が機能するためには、査定が意味を持たなければならない。そのためには査定の正しさが確保されていなければならない、査定の無限後退を避けなければならない。それゆえそれ自体正しいものとして認められるような査定がなければならない。だがその査定が常に絶対的に正しいものであるとすれば、特権的査定者なるものの存在を認めてしまうことになりブランダムの主張に反するから、その正しさは疑うことも可能であるとしなければならない。これはまさしく「デフォルトと挑戦の構造」が査定に関しても適用されねばならないということに他ならない。ブランダムが論じていたデフォルトと挑戦の構造は資格に関するものだったが(MIE176-7, 204)、いま問題にしているのは査定の正しさ(真理性)に関するものであり、二つは区別できるから、われわれはブランダムの枠組みにおいて、査定の正しさに関してもデフォルトと挑戦の構造が適用できることを説明し、さらにそうすることの帰結を述べる必要がある。

ここで次の発言がヒントになるだろう。「概して(すべての人にとって同じ)適切な報告の条件においては、言語共同体の本質的にすべてのメンバーが信頼できるような種類の報告があるだろう」(MIE222)。その例として、「今日の天気は暖かいのか」とか「手に持ったビー玉が丸いのか」といった非常に基本的な事柄に関する観察報告が挙げられている。今は「基本的な事柄」の内容に踏み込まず単に α と呼び、「適切な条件」は前提条件とみなし以下では特に言及しないことにすれば、ここで言われているのは、「 α に関する観察報告に関しては、すべての人が信頼可能である」ということである。先に述べたことだが、ある主体 A が α に関して信頼可能だと査定者 B がみなすとは、A が α に対するコミットメント

を引き受けているならば、**B** も同じコミットメントを引き受けるということだった。したがって以上より、ある人が α に関するコミットメントを引き受けているなら、その査定者は α に関するコミットメントを引き受けるということになるので、ある人が α に関してコミットメントを引き受けたとすれば、同内容のコミットメントが集団内で引き継がれていくことになる。これが何を意味しているのかといえば、 α に対するコミットメントについては、それを引き受ける（または引き受けない）ということに関して、言語実践を行っている人々の間で一致しているということである。ある人の主張が真である（正しい）とは、その主張のコミットメントを査定者自身も引き受けるということで説明されていたことを思い出せば、 α に関しては、その真偽や正誤について、人々の間で意見の対立がないということであり、 α に関してはある人が真（正しい）とみなしたならば、他の人も真（正しい）とみなすということである。そしてこれこそわれわれが求めていたものである。査定対象が、 α の内に含まれるような基本的な事柄である場合、その査定に関しては、人々の間で真偽や正誤の判断が一致し、その査定がいったんなされたならば、正しいものとして集団内で認められるが、その査定も絶対的に正しいというわけではなく、正当な疑いが発せられたならば、「正しい査定」という地位は剥奪される可能性があり、ここにデフォルトと挑戦の構造が認められる。このように考えることで査定の無限後退は避けられる。

だが問題はこうした考えを可能にしている「 α に関する観察報告に関しては、すべての人が信頼可能である」は、そもそもなぜ言えるのかということだろう。これはなぜ α に関しては誰かがコミットメントを引き受けていたら他者も同じコミットメントを引き受けるのかという問いと同じであるから、コミットメントの引き受けよりも概念的に後続する「真」や「信頼性」や「資格」といった概念を用いて説明することはできない。そして実際ブランダム自身これ以上何も言っていないことから判断すれば、この事実が議論の出発点となっていると理解するほかないようである。その観察報告については言語実践を行うすべてのメンバーが信頼可能であり、誰であれそれについてコミットメントを引き受けているならば、他の人も同調して同じコミットメントを引き受けるような事柄があるという事実は端的に認めるしかない。むしろこの事実によって初めて査定がデフォルトで正しいものと認められ、言語実践が可能になるのであるから、そのような事柄が存在していなければならない。

結語

これまで、推論主義をとり、かつ、経験概念に訴えない、という条件のもとで観察報告の正しさをいかにして説明できるのか検討してきた。ブランダムの公式見解は、「ある主体

の観察報告の正しさは他者の査定によって確保される」というものである。報告者が観察報告によって引き受けたコミットメントを査定者も共に引き受けるのならその報告は真であり正しいが、査定者がそれを引き受けないのであれば偽であり正しくない。観察報告はこのように他者の査定から合理的制約を受けるという意味で規範的なものである。だがこのような説明を少し詳しく吟味してみると、査定の正しさに関して無限後退が発生する懸念があることがわかった。ブランダムは、日常的な実践では、いずれかの査定が正しいものとして認められているのだから、こうした懸念は杞憂であるという主旨のことを述べるのみだが、なぜ現実の実践において査定の無限後退が発生しないかを考えれば、本稿で述べてきたように、査定の正しさに関してもデフォルトと挑戦の構造が適用されねばならず、さらにそのためには、それに関しては言語実践を行うすべての人が信頼できるような事柄、つまり任意の人がそれに関してコミットメントを引き受けたなら、他の人も引き受けるような、そういった類の事柄が存在していなければならないことが明らかになった。

ここですぐに気づくように、査定のほとんどはそれ自体観察によってなされるものであるから、デフォルトで正しい査定があるということは、デフォルトで正しい観察報告があるということに等しい。したがってブランダムが公式見解に反して、観察報告の正しさは二通りの方法によって説明されることになる。一つはこれまでのようにみてきたように、他者の査定によって確保されるというものである。日常生活で問題になるような観察報告の大部分はこの方法によって正しさが判定される。二つめは、ごく基本的な観察報告に関してはそもそもデフォルトでその正しさが認められているというものである。この事実によってはじめて他者の査定というものが意味をなし、第一の意味での正しさが確保されるのである。ブランダムは言語実践がいかにかに営まれているかという点に関心があるようで、その言語実践がどのように始まるのか、その起源、その可能性の条件といった点などはあまり考察しないが、彼のように知覚経験というものに訴えることなく日常的な言語実践を説明するためには、結局のところ、すでに事実として成り立っている言語実践を所与として認めることからスタートし、そうした言語実践が成立するための条件として、ある種の観察報告の正しさを要請する必要があるように思える⁶⁾。

註

- (1) ブランダムの文献を参照する際は、文献表に記した略号とページ数を記す。
- (2) 質料的 (material) 推論とは、推論の形式ではなく、それに含まれる概念内容が推論の正しさに関与するような推論である。たとえば「今日は水曜日だ。それゆえ、明日は木曜日だろう」という推論は、「水曜日」「木曜日」「今日」「明日」という概念的内容がその推論を正しいものとしている(MIE98)。
- (3) ブランダムはデフォルトで資格が認められるものをタイプによるものとトークンによるものに分類するが、観察報告はトークンによるものである。タイプによるものとは、そのようなタイプの文に対して疑いを差し挟むためには多大な労力を必要とするもので、たとえば、「赤は色である」「黒い犬がこれまでに

いた」「しばしば雷光は雷鳴に先立つ」といった類のものである(MIE222)。

(4) この点ブランダムは自覚的である。「知覚的経験は、もしそんなものがあつたとしても、単に偶然に〔観察報告に〕関係しているにすぎない」(REP323)。ブランダムは、言語、論理、意味、心、知識といったものを考えるときに経験主義から自由になることである(AR23)。彼によれば、知覚される事実と観察報告の間の仲介物は、認識論や意味論において必要とされない。もちろん「因果的」仲介物があることは認めている(AR205-6)。

(5) 言語規則や慣習などはともかく、観察報告の正しさまでもが他者の査定——これは結局のところ他者と意見が一致（コミットメントの引き受けが一致）するかどうかということ——や、デフォルトと挑戦の構造では説明できないと考える者はマクダウェルをはじめ多いはずである。マクダウェルと同じ立場をとる門脇(2007)はこの点を明確に述べる。「[私は]知覚経験が認識論的に余剰であるとするブランダムのもう一つの主張には同意しなかった。すでに概念化された知覚経験において世界が直接に臨在し、知覚判断はここに出現した真理を捉えることとするマクダウェルの発想なしには、信頼性という概念自体が存立しえないからである」とブランダムを批判している。この批判が単に信頼性の概念が成り立つためには真の概念が前提とされなければならないという主旨ならば、ブランダムに対する批判にはなっていない。門脇の批判はもっと本質的な、真理とはコミットメントの引き受けなどで説明できるものではなく、まさに概念的な知覚経験において世界を直接とらえることにこそ、真理の源泉を求めなければならないということなのだろう。しかしマクダウェルや門脇のように、世界からの合理的制約が知覚経験を通して得られると言うためには、すでに概念的構造をもった知覚経験という考えを受け入れる必要がある。本稿の議論が示唆するのは、経験的内容をもつ議論実践や信念に意味をもたせるために要請される観察報告の正しさをセラーズの言う「所与の神話」に陥らないで説明するためには、結局、デフォルトで正しさを認めてしまいか、あるいは概念的な知覚経験によって確保するかのいずれかが必要なのではないかということである。この示唆の是非と含意については今後検討したい。

文献

- MIE Brandom, R. (1994). *Making It Explicit*, Cambridge: Harvard University Press.
- KSASR ——— (1995). 'Knowledge and the Social Articulation of the Space of Reason', *Philosophy and Phenomenological Research*, 55, 895-908.
- PRC ——— (1996). 'Perception and Rational Constraint', in Villanueva (Ed.), pp. 241-59.
- AR ——— (2000). *Articulating Reason*, Cambridge: Harvard University Press.
- REP ——— (2010). 'Reply to John McDowell's "Brandom on Observation": Chicken-Sexers and Ryleans', in B. Weiss, & J. Wanderer (Eds.), *Reading Brandom: Making It Explicit*(pp. 320-326), New York: Routledge.
- McDowell, J. (1994). *Mind and World*, Cambridge: Harvard University Press. (2012, 神崎繁・河田健太郎・荒畑靖宏・村井忠康訳, 『心と世界』, 勁草書房.)
- (1996). 'Reply to Gibson, Byrne, and Brandom', in Villanueva (Ed.), pp. 283-300.
- Villanueva, E. (Ed.) (1996). *Perception: Philosophical Issues*, 7, Atascadero: Ridgeview.
- 門脇俊介 (2007). 「知覚内容の規範性」, 『現代哲学の戦略——反自然主義のもう一つ別の可能性』, 岩波書店.

〔京都大学大学院博士課程・哲学／日本学術振興会特別研究員〕